

広島県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
サンキ・ウエル ビイ株式会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル ビイ 小規模多 機能センター呉	呉市広古新開八丁目 二番四〇号	平成二三年 五月一日
医療法人社団あ ずま会	山口県下関市稗田中 町八番一八号	葵の園・安浦居 宅介護支援事業 所	呉市安浦町安登西五 丁目一番一九号	平成二三年 六月二日
医療法人社団あ ずま会	山口県下関市稗田中 町八番一八号	介護老人保健施 設葵の園・安浦	呉市安浦町安登西五 丁目一番一九号	平成二三年 六月二日
株式会社さくら 介護グループ	広島市中区大手町三 丁目一三番一八号	さくら・介護ス テーション三原	三原市本郷南四丁目 一四番二〇号	平成二三年 七月一日
株式会社さくら 介護グループ	広島市中区大手町三 丁目一三番一八号	さくら支援ステ ーション三原	三原市本郷南四丁目 一四番二〇号	平成二三年 七月一日
有限会社清和	広島市安佐北区白木 町古屋二四九番地一	デイサービスこ ころ	東広島市西条町御園 宇五四八番地二	平成二二年 六月一日
ゼネラルサービ ス株式会社	廿日市市平良二丁目 八番一三一―一号	もみじ介護セン ター	廿日市市平良二丁目 八番一三一―一号	平成二二年 一月二六日
豊湯アルミニウ ム有限会社	山県郡北広島町今吉 田四九六番地一	豊湯訪問介護事 業所	山県郡北広島町今吉 田四九六番地一	平成二三年 六月一日
社会福祉法人大 崎福祉会	豊田郡大崎上島町大 串三〇三二番地一	訪問看護ステー ションおおさき	豊田郡大崎上島町大 串三〇三二番地一	平成二二年 七月一日
株式会社フアン ベックス	東広島市黒瀬町兼広 八六八番地一	訪問介護ステー ションなごみ	安芸郡海田町南堀川 町七番三三号	平成二二年 一〇月一日
株式会社フアン ベックス	東広島市黒瀬町兼広 八六八番地一	居宅介護支援事 業所なごみ	安芸郡海田町南堀川 町七番三三号	平成二三年 六月一日